

# NCD Audit 部会規則

制定 2024 年 12 月 19 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この部会は、日本泌尿器科学会 NCD Audit 部会(以下「部会」という)と称する。

## 第 2 章 目的および活動

(目的)

第 2 条 部会は、一般社団法人日本泌尿器科学会理事会（以下「理事会」という。）のもとに、NCD の入力データの正確性、並びにこのデータを利用した報告・論文の質を担保するため、NCD 登録データの「入力内容」の真正性について監査を行う。

(活動)

第 3 条 部会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)対象施設が登録した NCD データの「入力内容」について監査を行う。
- (2)その他、理事会あるいは部会が必要と認めた事項。

## 第 3 章 構成および部会員

(構成)

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって構成する。

- (1)日本泌尿器科学会の正会員のうちから若干名(ただし理事を含むものとする)。
- (2)その他、部会が必要と認める者。

(部会員の選任)

第 5 条 部会員は、部会長が理事長と合議のうえ推薦し、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 部会員は、理事改選後可及的速やかに改選する。

(部会員の任期)

第 6 条 部会員の任期は 2 年とし再任は妨げない。ただし、継続して 2 期を超えることはできない。

2 補充により選出された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長および副部会長)

第 7 条 部会に、部会長を置く。部会長は理事長が推薦し、理事会の議を経て理事長が任

命する。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長は、部会における審議決定事項を理事長に報告する。理事長は報告された審議決定事項について、理事会に付議し、その議決を経なければならない。
- 4 部会に、部会長の指名により、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 第 4 章 会 議

(部会の開催、議決)

第 8 条 部会の開催は、部会員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

- 2 議事は、出席した部会員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

(部会員以外の者の出席)

第 9 条 部会が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

- 2 理事長は、必要であれば部会に参加し、意見を述べることができる。

(庶務)

第 10 条 部会の庶務は、日本泌尿器科学会事務局において処理する。

## 第 5 章 補 則

(規則の変更)

第 11 条 本規則を変更する場合には、部会の議決を経て、理事会の議決を得なければならない。

### 附 則

(施行期日)

この規則は、2023 年 6 月 23 日から適用する。

### 附 則

(施行期日)

この規則の一部を改正し、2025 年 12 月 25 日から施行する。(2026 年 6 月 15 日改正理事会承認)

- 1 組織改定により専門医制度審議会の下部部会ではなくなったことによる記述変更。
- 2 第 2 条 専門医制度審議会から理事会に変更
- 3 第 3 条 (2) 審議会から理事会に変更

- 4 第 7 条 (3) 部会における審議決定事項の報告を審議会から理事長に変更
- 5 第 11 条 審議会を削除